

平成29年度の介護保険料決定通知書を 第1号被保険者(65歳以上の方)にお送りします

第1号被保険者(65歳以上)の皆さまの前年度所得等が確定し、平成29年度の『介護保険料段階と保険料の年額』が決定します。7月中旬に皆さまのお手元に届きます諏訪広域連合からの通知をご確認ください。

介護保険料は、高齢化が進む中で3年ごとに見直され、介護サービスの充実や施設等の整備、介護予防を進めるために必要な保険料となっており、町民の皆さまにはご理解とご協力をお願いします。



通知の方法について

- ◇特別徴収(年金天引き)の方…決定の内容がハガキで通知されます。
- ◇普通徴収(納付書・口座振替)の方…決定通知と納付書が封書で送付されます。

納付していただく保険料額について

- ◇特別徴収の方…4月から8月の保険料は、平成29年2月の年金天引き額を反映しています。10月からの納付額は、6月の平準化により、6月と8月の年金天引き額を、新しい保険料段階で仮に算定した額に変更して、納付額が極端に変わらないよう調整されます。
保険料の決定額から8月までの保険料額を除いた金額が、10月から特別徴収(年金天引き)で納めていただく保険料額となります。
- ◇普通徴収の方…4月からの保険料は、所得状況が前年と変わらないと仮定して、平成29年2月に納めていただいた保険料と同額を納めていただいています。**保険料の決定額から、6月までの保険料額を除いた金額を7月から平成30年3月までの9ヶ月で納めていただきます。**
※口座振替にされている方は、納付書で納めていただく必要はありません。

〔平成29年度の介護保険料〕

住民税		前年の合計所得金額など※ ¹	保険料段階(保険料率)	保険料年額 平成29年度	
本人	世帯				
■ 非課税	■ 非課税	老齢福祉年金受給者または生活保護受給者		第1段階(基準額×0.40) 25,680円	
		収入金額と課税年金 前年の合計所得	■■ 80万円以下の方		第2段階(基準額×0.65) 41,730円
			■■ 80万円を超えて120万円以下の方		第3段階(基準額×0.70) 44,940円
			■■ 120万円を超える方		第4段階(基準額×0.90) 57,780円
			■□ 80万円以下の方		第5段階(基準額) 64,200円
□ 課税	□ 課税	前年の合計所得金額		第6段階(基準額×1.05) 67,410円 第7段階(基準額×1.10) 70,620円 第8段階(基準額×1.35) 86,670円 第9段階(基準額×1.60) 102,720円 第10段階(基準額×1.70) 109,140円 第11段階(基準額×1.90) 121,980円 第12段階(基準額×2.05) 131,610円 第13段階(基準額×2.20) 141,240円 第14段階(基準額×2.35) 150,870円	
		□□ 80万円未満の方	第6段階(基準額×1.05)		
		□□ 80万円以上125万円未満の方	第7段階(基準額×1.10)		
		□□ 125万円以上200万円未満の方	第8段階(基準額×1.35)		
		□□ 200万円以上300万円未満の方	第9段階(基準額×1.60)		
		□□ 300万円以上400万円未満の方	第10段階(基準額×1.70)		
		□□ 400万円以上600万円未満の方	第11段階(基準額×1.90)		
		□□ 600万円以上1,000万円未満の方	第12段階(基準額×2.05)		
□□ 1,000万円以上1,500万円未満の方	第13段階(基準額×2.20)				
□□ 1,500万円以上の方	第14段階(基準額×2.35)				

※¹ 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 高齢者係 電話27-1111(内線126・127)

平成29年度国民健康保険税の税率改定のお知らせ

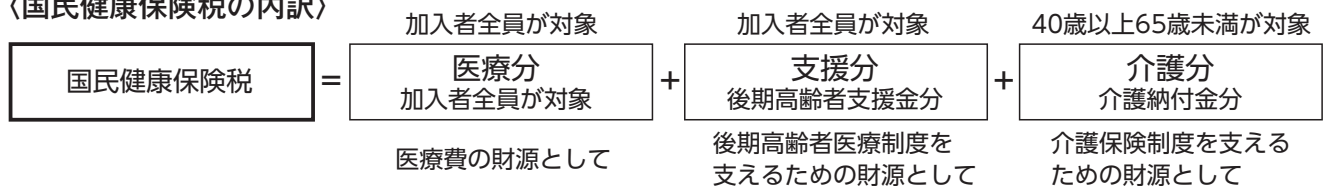
下諏訪町国民健康保険は、町が運営する医療保険です。加入世帯の人数や所得及び資産に応じてお支払いいただく保険税と、国・県から支払われる負担金等で運営しています。

今回の改定は平成22年度以来、7年ぶりとなります。国民健康保険を取り巻く状況は年々変わってきており、加入者の状況、医療費、後期高齢者支援金、介護納付金の増加等により、税率を平均15%引き上げることにしました。

改定にあたっては、所得の少ない方に大きな負担とならないよう調整を加えています。

今後も、被保険者の方々が安心して医療を受けられるよう、安定した財政運営の維持について努力を続けてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〈国民健康保険税の内訳〉



税額の算出 右の①～④の合計です。

「医療分」「支援分」「介護分」についてそれぞれ右の4つを算出して、合計します。
(下表「改正後の税率」を参照)

- | | |
|-------|--------------------|
| ① 所得割 | 前年の所得に応じて算出 |
| ② 資産割 | 土地・家屋の固定資産税額に応じて算出 |
| ③ 均等割 | 世帯の加入人数に応じて算出 |
| ④ 平等割 | 世帯ごとに算出 |

〈改正後の税率〉

算出方法		医療分		支援分		介護分	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
(前年の総所得金額－基礎控除33万円)×税率	所得割	6.0%	7.5%	2.1%	2.4%	1.7%	2.1%
土地および家屋にかかる固定資産税額×税額	資産割	26.0%	26.0%	8.8%	8.8%	9.1%	9.1%
加入者人数×税額	均等割	15,300円	16,200円	4,900円	5,800円	6,700円	7,600円
1世帯あたりの税額	平等割	14,500円	16,500円	4,700円	6,200円	4,000円	5,500円
賦課限度額		54万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円

◆軽減基準額

所得金額の少ない世帯は、均等割、平等割について7割、5割、2割の軽減措置があります。世帯主とその世帯の加入者の所得で判断します。

軽減割合	改定前	改定後
7割軽減	33万円(基礎控除額)	33万円(基礎控除額)
5割軽減	33万円+26.5万円×被保険者数	33万円+27万円×被保険者数
2割軽減	33万円+48万円×被保険者数	33万円+49万円×被保険者数

〈モデルケース〉

世帯例：62歳の夫婦2人世帯

世帯収入等	平成28年度まで	平成29年度	増減
○年金収入 夫72万円(年金所得2万円) 妻0円 ○固定資産税額 2万円	年額 33,100円	年額 36,600円	3,500円 増額
○年金収入 夫168万円(年金所得88万円) 妻0円 ○固定資産税額 3万円	年額 132,900円	年額 153,600円	20,700円 増額
○年金収入 夫264万円(年金所得160万円) 妻0円 ○固定資産税額 3万円	年額 219,100円	年額 259,100円	40,000円 増額

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 電話27-1111 (内線137)